

## 内部質保証における自己点検・評価報告書（対象年度：令和3年度）

令和4年8月

福岡女子大学 自己点検・評価委員会

### 1. はじめに

福岡女子大学では、教育研究活動等の改善・向上を目的として組織や規則の見直しを行い、令和3年12月に「公立大学法人福岡女子大学内部質保証推進規程」を新たに制定し、自己点検・評価委員会が内部質保証の推進を担うこととした。自己点検・評価委員会の委員長には学長をもって充て、全学における責任体制を明確にした。また、令和4年4月に「福岡女子大学内部質保証実施要領」（以下「実施要領」という。）を制定し、各組織が自己点検、評価、改善を実施するための具体的手順を定め、新たな内部質保証体制の運用を開始した。

実施要領の第2条には、内部質保証の対象とする活動を、教育課程に関すること、施設及び設備に関すること、学生支援に関すること、学生の受入に関すること、研究に関すること、国際化に関すること、地域連携に関すること並びに情報化及び内部質保証の実施支援に關することと定めている。これらの活動について、各活動に関わる学部や学科、研究科、センター等が、点検・評価を行う。点検・評価は、1年に1回行うモニタリング（簡易な点検・評価）及び5年から7年に1回行うレビュー（総合的な点検・評価）（以下「モニタリング等」という。）によって実施する。本報告書は、令和4年度に実施した内部質保証の結果をまとめたものである。

### 2. 実施手順

本年度は、新しい体制での初めての実施であることと、令和4年度に機関別認証評価を受審することを勘案して、レビューを実施した。点検・評価の対象は令和3年度の諸活動である。

本学の学部教育課程は国際文理学部の1学部体制であり、国際教養学科、環境科学科、食・健康学科及び学部共通教育機構（以下「学科等」という。）から構成されており、学問分野が多岐にわたる。そのため、まず学科等の長は国際文理学部長の指示の下、モニタリング等を行い、その結果を国際文理学部長に提出する。国際文理学部長は学部として総括したモニタリング等を実施し、その結果を学科等の結果と共に自己点検・評価委員会に提出する。

人文社会科学研究科、人間環境科学研究科、各センター及び附属図書館（以下「研究科等」という。）の長は内部質保証の対象となる活動についてモニタリング等を行い、結果を自己点検・評価委員会に提出する。

各組織は実施要領に別紙様式として定める自己点検・評価シート（以下、「自己点検・評価シート」という。）の「I チェックリスト」を用いてモニタリング等を実施する。その結果、改善を要する事項があると認めた場合は、自己点検・評価シートの「II 改善を要する事項」に改善計画及び進捗状況を記載する。各組織での対応が困難であり、全学での検討

が必要であると判断した事項については「Ⅲ 全学での検討が必要な課題」に記載する。また、必要に応じて「Ⅳ 優れた成果が確認できる取組」に具体的内容を記載する。このように作成した自己点検・評価シートを自己点検・評価委員会に提出する。自己点検・評価委員会は各組織から提出された自己点検・評価シートに基づき、本学の活動全体についてモニタリング等を行う。今回確認された課題については、自己点検・評価委員会がその後の対応状況について確認を随時行う。

### 3. 総括

本年度は新しい自己点検・評価制度の初年度であったが、改善を要する事項が積極的にあげられた。それらの項目すべてに対して改善計画の策定又は改善の指示がなされたので、今後、本学の諸活動における質の向上への取組が一層進むことが期待される。一方で、点検・評価結果の記載方法に関する説明が不十分だったために、現状ですでに適切に実施できている活動について、さらなる改善計画があるにもかかわらず、その計画が報告されないケースや、優れた成果が確認できる取組が未提出で、後日追加されるケースがあった。次年度は、より幅広く課題及び改善の取組、優れた成果が確認できる取組が自己点検・評価委員会に報告されるように、説明方法の改善及び点検方法の見直しを行う。

改善を要する事項の中には、重要な取組を継続的に実施するための体制の整備や要項等の明文化が完了していないというものがあった。重要な取組が（組織の長が交代しても）継続して行われるためには、体制や要項等が定められていることが重要である。また、成績評価基準の明示など、複数の組織が「改善を要する事項がある」とした点検・評価項目もあり、共通の課題があることが確認できた。

全学での検討が必要な課題としては、全学的に統一した対応が必要なもの、複数の組織が関係するものなどがあった。今後、これらの課題については、自己点検・評価委員会が対応状況の確認を継続的に行うことが重要であると思慮された。

### 4. 改善を要する事項のうち主なもの

#### 1) 教育課程に関すること

- ・学部教育において、より厳格かつ客観的な成績評価に向けて、さらに具体的な成績評価基準を定め、学生に周知させて行う必要がある。また、成績評価分布等の状況を把握し、改善を行う必要がある。そのため、成績評価について、令和4年度からシラバスへの記載を徹底して行うこととし、Active Academyに「厳格で適正な成績評価に向けた指針」を掲載して、学生への周知を図る。
- ・授業アンケートを実施・分析し、その結果を授業の改善に結びつけられていない面があるため、授業アンケートを利用した学科FD等の実施を検討する。
- ・外国語の外部検定試験による外国語科目の単位認定について、学則及び履修規程に規定されていなかったため、学則及び履修規程を改正することとした。

- ・大学院において、就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られているかという点については、これまで学部卒業者を対象としたアンケートが中心であったため、大学院に即したアンケートを検討する。
- ・他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めているかという点については、他大学院の授業科目の履修について学則及び履修規程で定めているが、運用方法の改善（認定に関する手続き等）について研究科教授会で検討する。

## 2) 施設及び設備に関すること

- ・車椅子での通行が困難な段差があることが判明したため、スロープを設置する改修工事を実施する（対応済み）。
- ・体育館内の必要箇所に以前から要望のあった防犯カメラを設置する（対応済み）。

## 3) 学生支援に関すること

- ・学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制の整備について、従来はキャンパスハラスメントの防止等に関するガイドラインを学生便覧に掲載及び相談員リストをメールで周知をしていたが、常時閲覧できるサイトがなかった。最新の規程やガイドライン、相談員一覧等の資料を学内のポータルサイト（Moodle）で閲覧できるよう準備を進める。
- ・「障害のある学生支援の手引き」の見直しを、他大学の情報を収集の上、実施する。

## 4) 学生の受入に関すること

- ・学生の受入が学生受入方針に沿っているか検証はなされているが、その結果が入学者選抜の改善に役立てる方策に活用されていないため、検証する項目及び必要なデータを検討し、令和4年度より実効性のある検証を行う。
- ・大学院において、入学定員を下回る状況にあるため、内部進学者や外部からの入学者を増やすための取り組みをさらに強化する。
- ・関係者（入学希望者、入学希望者の保護者、高等学校等の進学担当者等）からの意見聴取は行われていたものの、体系的には実施されておらず、改善策も明示されていなかったため、「福岡女子大学大学概要説明会参加者アンケート実施要領」と「福岡女子大学オープンキャンパス参加者アンケート実施要領」を制定する。

## 5. 全学での検討が必要な課題

- ・学部教育の学習成果の測定方法について、教育・学習支援センターが学修ポートフォリオの利用を促す取組を実施（学生から意見聴取の上、システムの改修や利用方法を学ぶ研修、広報等を検討・実施）し、学科の教員へは、学生の指導の際に学修ポートフォリオを利用し、学習成果を確認するように改善をはかる。
- ・卒業生からの意見聴取の結果や就職先からの意見聴取の結果から、大学の目的及び学位授与方針に則した学習効果が得られているかの確認が不十分であると判断されたため、自

己点検・評価委員会が卒業生アンケートや企業アンケートを実施し、結果のとりまとめを行う。自己点検・評価委員会はアンケート結果を学部、各学科、各研究科に提供する。学部、各学科、各研究科はディプロマ・ポリシーとの整合性を確認し、必要に応じて改善を行う。

- ・留学生支援情報共有会を立ち上げ、組織横断的な情報共有の場を設けたが、関係部署及び関係者（学生支援センター（学生支援グループ、キャリア支援グループ）、教務企画センター、国際化推進センター、経営管理センター（財務グループ）、日本語教育担当教員など）で方針や運用方法を協議し、より効果的な活動に結びつける。

## 6. 優れた成果が確認できる取組のうち主なもの

### 1) 教育課程に関すること

- ・クォーター制導入後、学生アンケートやFD等による教育効果の検証及び改善に取り組み、学生の主体的な学びを支える科目編成や、リーダーシップ開発系科目を選択必修科目として設定するなどした新たなカリキュラム（令和4年度から適用）を完成させた。
- ・学部教育において、副専攻制度の変更申請の手続きがわかりづらく、学生にとって不利益が生じる可能性があったため、教授会で手続きを再確認し、案内（掲示物）と様式を変更した（手続きが必要な場合・不要な場合を明確にした）。
- ・成績疑義について、Active Academyに成績疑義について掲載し、組織的な対応方法を周知する。さらに「福岡女子大学国際文理学部履修規程」を改正し、成績疑義の取扱いについて明記することとした。
- ・国際教養学科の教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように資料の作成・ルールの明文化を実施した。
- ・食・健康学科において、日本人学生の管理栄養士国家試験合格率は直近4年間100%である。
- ・文理統合教育の理念を具現化する科目として、全専任教員が担当する「文理統合科目」を創案し、令和4年度の開講に合わせて、令和3年度8月の全学FDに引き続き、年度内に3回の科目担当者対象のFDを実施した。
- ・授業アンケート実施要領を策定し、授業アンケートに関するルールを明文化した。

### 2) 学生支援に関すること

- ・コロナ禍にあって、4月に新入生全員（未入国の留学生を除く）を入寮させた。定期的に新型コロナウイルス感染症対策の見直しを行い、寮内での感染拡大を防止し安心安全な寮生活の支援を行った。
- ・新たな就職先開拓により、過去12年間で初の就職先・職種での内定獲得に結びつけた。具体的には、初の就職先として、検疫所食品衛生監視員、福岡県警サイバー犯罪対策課が、初の職種として、設計技術職（二級建築士受験資格を活かした採用）が挙げられた。

### 3) 研究に関すること

- ・全学的な競争的研究資金として研究奨励交付金制度を実施している。研究活性化のための組織として研究戦略委員会を設置し、委員会により交付金の採択を行っている。
- ・研究不正防止に関する研修、啓蒙活動の一環として、各種の研修やハンドブックの作成を行った。

#### 4) 国際化に関すること

- ・学生の留学支援（受入、派遣）を積極的に実施している。具体的には、コロナ禍による入国制限に伴い外国人留学生の受入ができない期間でも、在學生と共に学ぶオンライン授業の受講を可能とし、外国人留学生が本学の教育を体験できるよう支援した。
- ・各種留学プログラムの策定・推進を適切に実施している。具体的には、在學生が約200人の海外交流協定校の學生が参加する大規模国際交流イベントをオンラインで実施し、国際化推進センターがこれをサポートした。

#### 5) 地域連携に関すること

- ・コロナ禍においても、女性のキャリアアップ支援のための「女性トップリーダー育成研修」や「イノベーション創出力を持った女性リーダー育成プログラム」を実施した。また、再就職支援のために実施した「女性のためのウェルカムバック支援プログラム」では、受講生の雇用に繋がったほか、各プログラムとも受講生から高い満足度を得た。
- ・活動の実績及び活動への参加者等の満足度を踏まえて、改善を行っている。小中高生への教育支援、近隣公民館と連携したボランティア活動、地域住民に向けた公開講座等の開催において、コロナ禍に対応した実施方法を工夫し、極力中止することなく取り組んだ。